

居宅介護支援重要事項説明書
＜令和 7 年 6 月 1 日現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0186-37-4577
担当 介護支援専門員 木村 安規子
介護支援専門員 平塚 香理

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ケアホームおおゆ居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアホームおおゆ居宅介護支援事業所
所在地	鹿角市十和田大湯字桂ノ沢 1 番地 3
介護保険指定番号	居宅介護支援 秋田県 0570901926
サービスを提供する地域	鹿角市内

(2) 同事業所の職員体制

職 種	人員	業 務 内 容
管理者（兼務）	1 名	管理全般
主任介護支援専門員（兼務）	2 名	ケアプラン作成

(3) 営業日および営業時間

区 分		営 業 時 間
営 業 日	平 日	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
休 業 日	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	緊急連絡電話： 0186-37-4577

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 重要事項説明および、契約書の締結をします。
- ② お客様の希望をお聞きし、家族の状況や環境を把握する一方、サービス等の情報を提供します。
- ③ お客様にサービスを選択していただきケアプランの原案を作成します。
- ④ サービス提供機関等と担当者会議を実施し、お客様や家族の同意を得ます。
- ⑤ サービスの提供を開始します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき次の料金をいただきます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日鹿角市の窓口に出しますと、全額払戻しされます。

○料金

(1月あたり)

居宅介護支援利用料 (I)	要 介 護 度	金 額
居宅介護支援費 (i) 〈取扱件数が40件未満〉	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
居宅介護支援費 (ii) 〈取扱件数が40件以上60件未満〉	要介護1・2	5,440円
	要介護3・4・5	7,040円
居宅介護支援費 (iii) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護1・2	3,260円
	要介護3・4・5	4,220円

〈加算〉

(1月あたり)

入院時情報連携加算 (I)	介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 (入院当日まで)	2,500円
入院時情報連携加算 (II)	介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 (入院3日以内)	2,000円
退院・退所加算	病院等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	(I)イ 4,500円 (I)ロ 6,000円 (II)イ 6,000円 (II)ロ 7,500円 (III) 9,000円
初回加算	新規又は要介護状態区分が2区分以上変更となった場合	3,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円/回 (1月に2回を限度)
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅介護サービス計画に記録した場合	500円/回 (1月に1回を限度)
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料金の15%を加算

(2) 交通費

前記2の(1)『サービスを提供する地域』にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

運営の方針

- ・当事業所は、お客様が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
- ・お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供できるよう配慮して行います。
- ・お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平、中立に行うものとします。
- ・当事業は、鹿角市、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携のもとにおこないます。

秘密保持

- ・当事業所は、業務上知り得たお客様又は家族の秘密保持を遵守します。また、従業員であった者が、業務上知り得たお客様又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

事故発生時の対応

- ・当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに

市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者自身によるサービスの選択と同意

- ・ 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- (2) また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：介護支援専門員 木 村 安規子

介護支援専門員 平 塚 香 理 電話： 0186-37-4577

(2) 第三者委員

- ・ 山口 京子 [連絡先 十和田毛馬内字柏野2-5 電話 0186-35-4128]
- ・ 柴田 孝子 [連絡先 十和田大湯字中田20-3 電話 0186-37-3395]
- ・ 川又 進 [連絡先 花輪字乳牛平24-2 電話 0186-23-5192]

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合、担当の生活相談員がお客様（家族）に直ちに連絡をとり、事実を確認します。必要があれば、お客様宅を訪問致します。
- ・ 苦情内容に応じ対応いたします。内容がサービス提供に関するものである場合は事業所で事情を確認します。
- ・ 苦情を受け付けた翌日までに対応の具体的方針を定め、担当からお客様（家族）に説明いたします。
- ・ 苦情の記録は台帳に保管し、再発防止に役立てます。

(4) その他

当事業所以外に、市町村、国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

鹿角市福祉保健センター あんしん長寿課

電話：0186-30-0237

秋田県国民健康保険団体連合会

電話：018-864-2726

9. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 木村 安規子

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において利用者に対する居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 定期的業務継続計画の見直しをし、必要に応じて変更を行います。

11. 衛生管理等

当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催し、従業者に周知します。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 第三者評価の実施状況

・未実施

13. 当事業所の概要

名称・法人種別

社会福祉法人愛生会

代表者役職・氏名

理事長 村 木 宏 成

本部所在地・電話番号

鹿角市十和田大湯字湯の岱一丁目1番地

0186-37-3500

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

1. 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

2. 老人デイサービス事業の経営
3. 老人短期入所事業の経営
4. 老人福祉センターの受託経営
5. 障害福祉サービス事業の経営
6. 特定相談支援事業の経営
7. 障害児相談支援事業の経営
8. 放課後児童健全育成事業の受託経営
9. 障害児通所支援事業の経営

公益を目的とする事業

10. 居宅介護支援事業の経営
11. 地域包括支援センターの受託経営

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 鹿角市十和田大湯字桂ノ沢 1 番地 3
名称 ケアホームおおゆ居宅介護支援事業所
説明者 職名 介護支援専門員
氏名

私は、契約書および本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け居宅介護支援の提供開始に同意し、受領しました。

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名